

## 身体拘束廃止にあたっての方針

### 1 目的

施設サービスにおいて、入所者の尊厳を保持し、有する能力に応じて自立した生活を営めるよう支援する(介護保険法第1条)ことを目的とします。

### 2 方針

身体拘束は入居者の人権擁護の観点から問題があるだけでなく、入居者の生活の質を根本から損なう危険性を有し、身体拘束に寄って入居者の身体機能が低下し、ときには死を早めかねません。そのためセピアでは身体拘束を行わないこととします。

#### <身体拘束の定義>

- a 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- b 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- c 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- d 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- e 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

など。

このようなことがないよう施設が一丸となり廃止します。

### 3 身体拘束をしないために

行動そのものを問題として考えるのではなく、そのような行動をする原因・理由を究明し、対応策をとります。

### 4 緊急やむを得ない場合

- 1) 身体拘束を行なう際には、以下の3つの要件を満たした場合のみとします。
  - a 入居者ご本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高い場合(切迫性)
  - b 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代わりになる介護方法がない(非代替性)
  - c 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである(一時性)
- 2) 身体拘束を行っている期間中は「緊急やむを得ない身体拘束にかんする経過観察・再検討記録」にて、状況の記録を作成し、ご本人・ご家族の確認を得ます。  
夜間やむを得ない場合ご家族に連絡し承諾していただき、翌日来園していただき確認を得ることとなります。
- 3) 身体拘束を解除するために鋭意検討を行い、身体拘束が必要な状況が解消した場合は速やかに解除します。

常に代替的な方法を考え身体拘束を必要としないケアを目指していきます。